

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

浜松市では、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、有利な条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という)に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに、講座の受講費用の一部を支給します。

1 対象者

20才未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童で、次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- 浜松市に住んでいる方
- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- 高等学校を卒業していない方及び大学入試資格検定・高卒認定試験に合格していない方

2 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合、本給付金の対象となりません。

3 支給額

(1) 受講開始時 給付金	対象講座の受講開始後、受講費用の40%に相当する額を支給します。 ただし、受講方法により、支給額は以下の限度額とします。 【通信制の場合】10万円 【通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合】20万円 ※いずれも、4千円を超えない場合は対象外
(2) 受講修了時 給付金	対象講座の受講修了後、受講費用の50%に相当する額から(1)で支給した額を差し引いた額を支給します。 ただし、受講方法により、(1)(2)の支給額の合計は以下の限度額とします。 【通信制の場合】12万5千円 【通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合】25万円 ※いずれも、4千円を超えない場合は対象外
(3) 合格時 給付金	高卒認定試験合格後、受講費用の10%に相当する額を支給します。 ただし、受講方法により、(1)(2)(3)の支給額の合計は以下の限度額とします。 【通信制の場合】15万円 【通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合】30万円

高卒認定試験とは

様々な理由で高校等を卒業していない人のために、「高校を卒業した人と同等の学力があるか」を文部科学省が認定する試験で、年2回実施しています。

高卒認定試験に合格すると

- ・大学、短大、専門学校を受験資格が得られます。
- ・就職や資格試験の受験にも活用できます。

【試験に関する問合せ先】 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/ (文部科学省HP)

4 給付金の流れ（※各申請に必要な書類は5をご覧ください）

① 事前相談



② 対象講座指定申請書の提出（講座を受講する前）



〈高卒認定試験合格講座を受講〉（受講対象講座指定通知書が届いてから）



③ 受講開始時 給付金支給申請書の提出（受講開始後 30 日以内）

受講費用の 4 割を支給



④ 受講修了時給付金支給申請書の提出（受講修了後 30 日以内）

受講費用の 5 割のうち③で支給した額を差し引いた額を支給



〈高卒認定試験に全科目合格〉（受講修了後 2 年以内の合格が対象）



⑤ 合格時給付金給付金支給申請書の提出（試験合格後 40 日以内）

受講費用の 1 割を支給

I 通信制の場合 ③④との合計 15 万円以下

II 通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合 ③④との合計 30 万円以下

5 各申請に必要な書類（児童扶養手当受給者は下記(3)課税証明書は省略可）

① 事前相談

講座受講開始前にお住まいの地域の福祉事業所担当課で、事前相談してください。支給条件や対象講座、必要書類などについて説明します。

② 対象講座指定申請

- (1) 受講対象講座指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請者及び児童の戸籍謄本（または抄本）
- (3) 課税証明書（1 月 1 日現在浜松市に住所がなかった場合）
- (4) 受講する講座のパンフレット等

③ 受講開始時 ④ 受講修了時 ⑤ 合格時 給付金支給申請

- (1) 給付金支給申請書（様式第 3 号）
- (2) 申請者及び児童の戸籍謄本（または抄本）
- (3) 課税証明書（1 月 1 日現在浜松市に住所がなかった場合）
- (4) 受講対象講座指定通知書の写し
- (5) 通帳等、振込先の口座が分かるもの
- (6) 受講費に係る領収書（またはクレジット契約証明書）

※領収書（クレジット契約証明書）には必ず次の事項が記載されている必要があります。

- ・受講施設名称 ・対象講座名 ・受講者氏名 ・領収印 ・領収日（クレジット契約日）
- ・領収額（クレジット契約額） ・領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

- (7) 対象講座の受講証明書等（③ 受講開始時 のみ）
- (8) 対象講座の修了証明書等（④ 受講修了時 のみ）
- (9) 文部科学省が発行する合格証の写し（⑤ 合格時 のみ）

6 担当窓口

中央福祉事業所			
中央区役所 児童家庭課	中央区元城町 103 番地の 2 TEL053-457-2035	東行政センター 児童家庭担当	中央区流通元町 20 番 3 号 TEL053-424-0175
西行政センター 児童家庭担当	中央区雄踏一丁目 31 番 1 号 TEL053-597-1157	南行政センター 児童家庭担当	中央区江之島町 600 番地の 1 TEL053-425-1463
浜名福祉事業所			
浜名区役所 社会福祉課	浜名区西美蘭 6 番地 TEL053-585-1121	北行政センター 社会福祉担当	浜名区細江町気賀 305 番地 TEL053-523-2893
天竜福祉事業所			
天竜区役所 社会福祉課	天竜区二俣町二俣 481 番地 TEL053-922-0023		